

(広報資料)

平成18年5月24日
文化市民局
担当 市民総合相談課
TEL 256-1110

京都市消費生活基本計画（素案）への市民意見の募集について

京都市では、現在、市民の消費生活における安心、安全、安定及び向上、そして、自立を図る消費生活施策の総合的かつ計画的な実施のために、京都市消費生活基本計画を策定しています。

この度、計画策定に向けて取りまとめた素案について、下記のとおり、市民意見を募集しますので、お知らせします。

記

1 素案の概要

京都市消費生活基本計画は、京都市消費生活条例の規定に基づき策定するもので同素案は、京都市消費生活審議会での議論を経てまとめたものです。

なお、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、計画の実施期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とし、以下の5つの基本方針に基づき、取り組むべき消費生活施策が掲げられています。

- ① 安心・安全な消費生活環境の整備
- ② 消費者被害の救済
- ③ 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保
- ④ 消費者の自立支援
- ⑤ 豊かにくらすことができる環境の整備・創造

2 素案の入手方法

次のいずれかの方法で御覧いただけます。

(1) 素案全文

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課（市民生活センター）のホームページに掲載します。

（ホームページアドレス <http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>）

(2) 意見募集パンフレット

素案の概要、主な取組等を紹介し、巻末に応募用紙も添付しています。

市民総合相談課（市民生活センター）、市役所案内所、区役所・支所まちづくり推進課等で配布します。

3 募集期間

平成18年5月25日（木）～平成18年6月23日（金）＜必着＞

4 応募方法

御意見を郵送，FAX，又は電子メールでお送りください。

意見募集パンフレットの応募用紙を利用していただくこともできます。

5 送付先

(1) 郵 送：〒604-8186

中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
市民総合相談課（市民生活センター） 市民意見募集担当

(2) FAX：075-256-0801

(3) Eメール：soudan@city.kyoto.jp

6 その他

いただいた御意見，御提案については，住所，氏名などの個人情報を除いて，公開することがありますので，あらかじめ御了承ください。

(参考)

○ 京都市消費生活審議会での意見聴取の経過

開催年月日	議 題
平成18年2月10日	京都市消費生活基本計画（素案）の事務局説明
平成18年3月 3日	京都市消費生活基本計画（素案）について （平成18年度取組施策・事業）
平成18年3月24日	京都市消費生活基本計画（素案）について （素案最終審議，市民意見募集について）

(参考2)

京都市消費生活審議会委員名簿 (第15期)

(敬称略)

会 長 野村 秀和 京都大学 名誉教授

表示・包装適正化部会

部 会 長 大谷 貴美子 京都府立大学人間環境学部 助教授
青木 和子 市民公募委員
伊藤 義浩 京都市小売商総連合会 会長
狩野 佳代子 京都市生活学校連絡会 委員
(桂生活学校 運営委員長)
小林 智子 京都生活協同組合 理事長
小堀 脩 京都商工会議所 専務理事
南北 幸雄 京都府中小企業団体中央会 専務理事
西松 章子 住みよい京都をつくる婦人の会 常任幹事
早瀬 善男 京都商店連盟 会長
若林 靖永 京都大学大学院経済学研究科 教授

消費者苦情処理部会

部 会 長 松岡 久和 京都大学大学院法学研究科 教授
筋 祥子 特定非営利活動法人コンシューマーズ京都
事務局長
飯田 昭 京都弁護士会 弁護士
井戸 洋 京都新聞社 論説委員
岩崎 文子 京都弁護士会 弁護士
菊池 初江 京都市地域女性連合会 副会長
丸山 憲子 市民公募委員
山本 克己 京都大学大学院法学研究科 教授
山本 巳根子 京都市消費者モニター等経験者の会 代表幹事

京都市 消費生活 基本計画（素案）

すべての市民の皆さんの暮らしの安心・安全にかかわる計画です。

市民意見（パブリック・コメント）を募集しています。

京都市では、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、平成17年3月、京都市消費者保護条例を全面的に改正し、同年10月、京都市消費生活条例を施行しました。

本計画は、京都市消費生活条例に位置づけているもので、平成18年度から平成22年度を取組期間として、このたび、京都市消費生活審議会での議論を経て、素案をまとめたものです。

今後、計画策定に向けて、広く市民の皆さんの御意見をお聴きし、参考にさせていただきたいと考えていますので、是非、お声をお寄せください。

素案に掲げられている主な取組

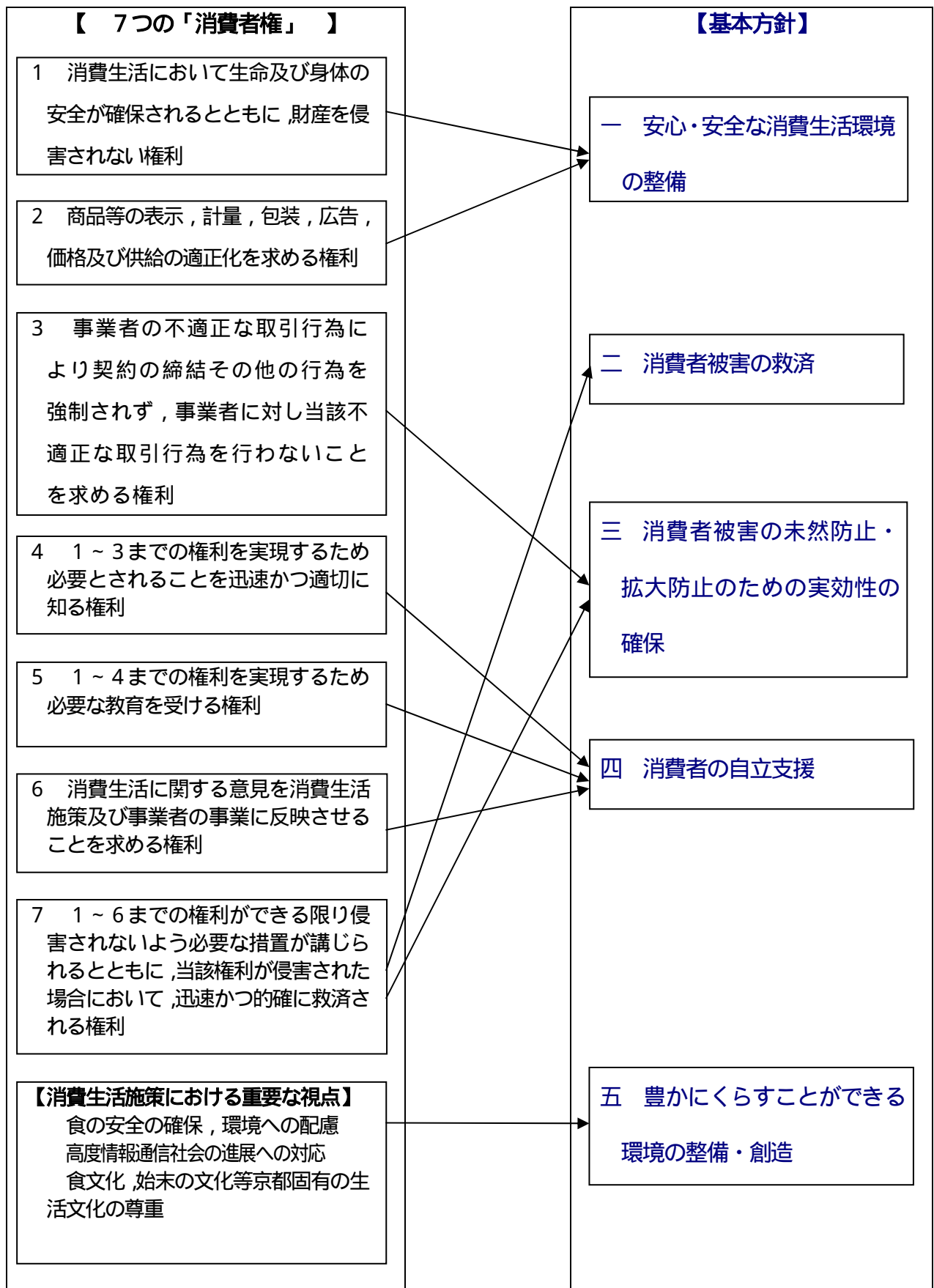
守ります「消費者権」

- ・京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の理念を踏まえ、高齢者や子ども、障害者等すべての人にとってできる限り分かりやすい**広告・表示等に関するガイドラインの策定**
- ・身近な紛争処理機関として消費生活相談の充実を図るとともに、悪質で巧妙化する不適正な取引には、**消費生活審議会による調停など、積極的な被害救済の実施**

進めます「連携・協力」

- ・地域（学区）におけるネットワークや福祉関係者等に「悪質商法撃退ハンドブック」の活用等による研修会を実施し、高齢者等が安心・安全な消費生活をおくれるよう、**地域の見守りネットワークづくりの推進**
- ・消費生活を営むうえで有益な情報を迅速かつ適切に提供するとともに、消費生活全般について系統的な研修の実施等による消費生活モニターの充実や地域、学校、家庭、職場等における**消費生活のリーダーの育成**

条例の基本理念に定めた、7つの「消費者権」と消費生活施策において配慮すべき重要な視点を実現するため、素案では、5つの「基本方針」が掲げられています。



素案に掲げられている消費生活施策は以下のとおりです。

1 安心・安全な消費生活環境の整備

消費者の生命・身体及び財産の安全を確保し、多様な商品・サービスを自由かつ適切に選択できるよう消費者を取り巻く環境を整備し、併せて消費者の年齢や判断能力等の特性に配慮した施策を進めます。

(1) 安全の確保

「衣食住」をはじめとする商品・サービスの安全の確保について、環境の変化に対応し、他機関との連携を含めより多角的に施策を推進します。

ア 食品の安全の確保

市民の消費生活の根底をなす食品の安全性について、衛生管理についての認証制度を創設するなど様々な施策を推進します。

イ ものの安全の確保

消費者が日常的に使用・利用する製品の安全性について、検査、監視等を中心に施策を推進します。

ウ 建物の安全の確保

消費者が日常生活をおくる基本的な場である建物について、高い安全性と快適性が確保されるよう建物の耐震対策の促進等の施策を推進します。

(2) 適切な商品選択が行える環境の確保

情報量や交渉力等において事業者側に有利な現実を縮め、消費者が多様な商品・サービスから自由かつ適切に選択できるような環境を確保します。

ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

国による法令規制を補完し、消費者の年齢や判断能力等消費者の特性に配慮した、より適切な情報提供を目指し、広告・表示等に関するガイドラインを策定するなど施策の充実を図ります。

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進

中央卸売市場の適切な運営等価格の適正化を図る施策や、流通の円滑化を図る施策を推進するとともに、引き続き物価情報の収集・提供を行います。



2 消費者被害の救済

近年の規制緩和の推進，情報化社会の進展，消費経済活動のグローバル化等に伴って，商品やサービスの内容は多様化し，取引及びその契約形態も複雑化しています。

本市に寄せられる消費生活相談の内容も複雑・多様化しているため，行政による事後的救済は今後も重要であり，一層の充実を図ります。

(1) 消費生活相談，被害の救済

消費生活専門相談員に対する研修の充実や，緊急時における特別相談窓口等の設置など，消費生活相談に係る態勢の強化を図るとともに，関係機関等との連携を強化します。

併せて，悪質で巧妙化する不適正な取引には，消費生活審議会による調停など，被害救済に積極的に取り組みます。

また，法制化が予定されている消費者団体訴訟制度についても，その動向を見定めながら支援策を検討します。

(2) 消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

複雑・多様化する消費者被害を迅速かつ効果的に解決するため，消費生活相談と関連する相談窓口との有機的な連携を推進します。

ア 各種相談事業の推進

消費者の抱える問題に対して，弁護士による法律相談や住まいに関する相談等各種相談事業を実施します。

イ 関係機関等の連携の強化

各種相談窓口の連携強化により被害の迅速かつ的確な救済を図ります。

また，日本司法支援センター京都地方事務所との連携を図ります。



3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

近年、本市に寄せられる消費生活相談の多くは事業者による不適正な取引行為に起因し、その手口も年々、複雑・巧妙化しているという特徴があります。

消費者被害を未然に防止し、その拡大を防ぐために、年齢や判断能力等消費者の特性に応じて迅速に情報を提供します。

また、関係機関・地域等の連携により、見守り機能を発揮できる取組を進めます。

(1) 消費者被害の未然防止・拡大防止

本市に寄せられる相談のほか広域的な件数や内容等の被害情報の分析を行うとともに、他都市との広域的連携や京都府や京都府警察等との連携強化により迅速かつ効果的な情報提供を行います。

また、高齢者等判断能力の低下した方々を見守るためのネットワークづくりを進めます。

ア 消費者被害に関する情報提供の推進

広域的な被害情報を的確に把握し、ホームページ等を利用した迅速な情報提供を充実するとともに、特に取引行為が悪質で、迅速な対応が求められる場合は、緊急の公表等を行います。

イ 関係機関・団体等との連携

消費者被害の未然防止・拡大防止の効果的な対応のために、消費者団体、事業者団体、大学コンソーシアム京都等関係諸団体との連携を強化し、情報提供等を行います。

ウ 地域等におけるネットワークづくり

地域（学区）におけるネットワークや福祉関係者等に、「悪質商法撃退ハンドブック」の活用等による研修会を実施し、高齢者等が安心・安全な消費生活をおくれるよう、地域の見守りネットワークづくりを進めます。

(2) 事業者の不適正な取引行為の防止

指導、勧告、公表の活用により、事業者への強力な対応を推進します。併せて、警察、弁護士会等関係機関との連携を強化し、不適正な取引行為の防止を図ります。



4 消費者の自立支援

消費生活を営むうえで有益な情報を迅速かつ適切に提供し、消費者の自立を支援します。とりわけ、被害を受ける割合が高い若年者や高齢者に対しては、情報を届け知識が身につく仕組みを充実するとともに、消費者が消費生活に関する意見を述べる機会を設けます。

(1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

消費生活全般に関する様々な情報誌、パンフレット等を発行するとともに、情報通信技術を有効に活用した情報提供を進めます。また、消費者問題に関心が低い消費者に対しては、積極的な情報提供に努め、情報提供方法について工夫します。

(2) 消費者教育・啓発の充実

生涯にわたって消費生活についての学習ができるよう、消費者の年齢や特性に配慮した学習機会を充実させるとともに、習得した知識を地域社会において率先して普及できる地域のリーダーの育成を図ります。

ア 様々な学習機会の拡充

学習内容の一層の充実に取り組むとともに、より多くの市民の参加が可能となるよう学習機会の拡大に努め、消費生活に関する講座等知識普及を図る事業を進めます。



イ 学校における消費者教育の推進

児童・生徒の発育段階に応じて、悪質商法への対処法や食育、環境教育等消費者教育を充実します。また、教育機関との連携により、冊子の作成・配布をはじめとした様々な手法による効果的な消費者教育を推進します。

ウ 自主的な学習活動の支援

出前講座をはじめとした講師の派遣・紹介、消費生活に関連する教材や資料等の提供など、消費者や消費者団体の行う自主的な学習活動を支援します。

エ 地域社会等におけるリーダーの育成

消費生活を営むうえで有益な情報を迅速かつ適切に提供するとともに、消費生活全般について系統的な研修の実施等による消費生活モニターの充実や地域、学校、家庭、職場等における消費生活のリーダーとして活躍できる人材の育成に取り組みます。

(3) 消費者の意見の反映

消費生活施策に関する申出制度や消費生活に関する審議会の運営のほか、モニター制度等の活用により消費者の意見反映を図ります。

5 豊かにくらすことができる環境の整備・創造

次世代への影響が大きな食の安全や環境への配慮，また，京都の食文化，始末の文化と
いった固有の生活文化を今一度見つめなおし，高度情報通信社会の進展への的確な対応を
図ります。

(1) 食の安全の確保に向けた取組の推進

消費者が健康で生き生きとした生活をおくることができるよう，食に関する
知識の習得と健全な食生活の実践を目指し，シンポジウムや講座等様々な取組を
進めます。

(2) 環境に配慮した活動の推進

持続可能な循環型社会を実現するために，消費者一人ひとりが環境に及ぼす負荷
の少ないライフスタイルを選択する必要があり，太陽光発電システムの普及促進等
環境に配慮した商品やサービスを選択することができるよう取組を推進します。

(3) 高度情報通信社会への対応

高度情報通信社会の進展によって，IT（インターネットを中心とする情報技術）
を使いこなせる人と使いこなせない人の間に広がる新たな情報格差を，啓発冊子に
よる情報提供や啓発機会の拡大等により縮めるとともに，消費者がITを安全に
使いこなせるよう多様な情報提供を図ります。

(4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進

食育や環境教育等についての学習機会を充実し，食文化や始末の文化をはじめと
する京都固有の生活文化を継承発展させる京都独自の活動を支援します。



以下のことが、計画の実効性を確保するために掲げられています。

1 計画の推進体制の整備

関係局・区の連携と協働により計画の推進を図るとともに、新たな課題等にも迅速・的確に対応できる体制を整えます。

2 計画の点検・評価, 実施状況の公表

めまぐるしく変化する消費社会の課題に的確に対応するため、年度ごとに重点取組事業を定め、施策を推進し、推進状況を消費生活審議会に報告するとともに、様々な角度からの点検と評価を行い、公表します。

また、状況の変化に応じて必要な修正を加えることにより、計画を効果的に推進します。

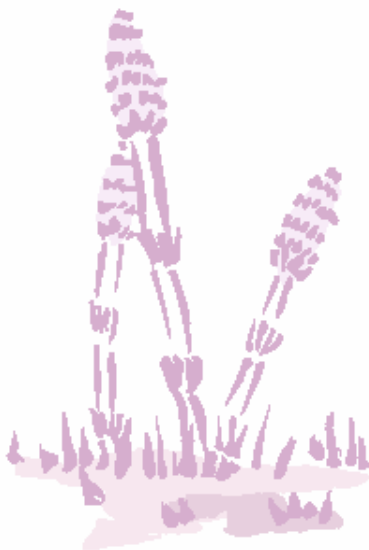
3 消費者・消費者団体, 事業者・事業者団体との連携の強化

施策推進に当たり消費者団体・事業者団体等との意見交換等を中心に緊密な連携を図り、それぞれの交流の機会の確保に努めます。

4 関係機関, 関係団体とのネットワークの整備, 強化

警察や関係機関、関係団体とのネットワークを整備、強化し、一体となって施策を推進します。

また、消費者を取り巻く社会の動きに柔軟に対応していきます。



御意見応募用紙

【応募方法】

郵便，FAXによる送付をお願いします。Eメールでも受け付けます。

(応募用紙の様式は他の様式でも構いません。)

【問合せ先・送付先】

郵便：〒604-8186

中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階

市民生活センター(市民意見募集担当)

電話：075-256-1110 FAX：075-256-0801

Eメール：soudan@city.kyoto.jp

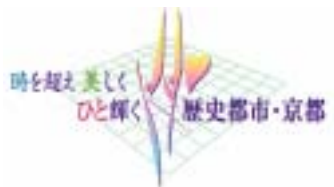
素案本文については，市民生活センターホームページにて公開しています。

ホームページアドレス：<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

いただいた御意見，御提案については，住所，氏名などの個人情報を除いて，公開することがありますので，御了承ください。

【募集期間】 平成18年5月25日(木)～平成18年6月23日(金) <必着>

お住まいの行政区	区	氏名	
年齢	歳	性別	男・女
		所属団体等	



発行 京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課
京都市印刷物 第 183033 号